

○財務省告示第三十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成三十年度の初日から平成三十年十二月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から同年度の初日から同月三十日までの当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量につき、当該協定が当該締約国について効力を生ずる日前の期間に係るものに限る。以下同じ。）を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量を次のように告示する。

平成三十一年一月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成三十年度の初日から平成三十年十二月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別  
表第一の六の項名

輸入数量



一六	八、一五一トン
一七	八三、七八九トン
一八	一〇、七八〇トン
一九	九八五トン
二〇	五八九トン
二一	二四、三六〇トン
二二	二〇五トン
二三	四、四四〇トン
二四	七七トン
二五	〇トン
二六	三、〇一八トン
二七	八、五四三トン
二八	七・〇トン
二九	二〇二一トン

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成三十年度の初日から平成三十年十二月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初

日から同月三十一日までの当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名											輸入数量
一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇トン
五、九七一トン		三、四二七トン	二九、五一二五トン	一五・九トン	一〇トン	四四六トン	一〇、八四二一トン	一五トン	七九トン		

二六	二五	二四	二三	二三	二二	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	三五、四八一トン
五〇三トン	〇トン	七一トン	七三〇トン	一九四トン	二四、三六〇トン	五五五トン	九三七トン	一〇、七八〇トン	八三、五八六トン	八、五一トン	六〇六トン	三四二、七八三トン	一六六、七六一トン	二、二三五、六七一トン		

二九	二八	二七
一九 九 トン	一 七 ・ 〇 トン	一 一 九 トン